

## 第4章 海外行政機関・国際機関のナノマテリアルの安全対策等に関する報告書の概要

本章では、2009年2月から2010年1月末日までに海外で発行された主要な報告書の概要を国別・機関別にまとめ、調査時に所在が確認できた URL を附して掲載した。また、本資料を元に全文訳出の対象となる報告書を抽出した。

### 4.1 米国

整理番号	USA01
報告書名	Interim Guidance for Medical Screening and Hazard Surveillance for Workers Potentially Exposed to Engineered Nanoparticles
公表機関/ 組織名称	NIOSH
公表日	2009.02
概要	暫定的なスクリーニングと有害性調査のための指針。本指針はナノ材料を扱う労働者のための新たなガイドラインであり、企業や政府が、工業ナノ材料への曝露の可能性のある労働者の健康と安全を確保するための方策を検討する基準となる。企業には、作業現場でのナノ材料への曝露を管理するため慎重に対策をたてること、有害性調査を実施すること、有効性が確認されている既存の医学調査を継続することなどが勧められている。本指針は、ナノ材料に特化したスクリーニングの必要性についても検討し、科学的データが十分収集されるまでは、既存の化学物質に用いられているスクリーニングの援用を勧めている。
URL	<a href="http://www.cdc.gov/niosh/docs/2009-116/">http://www.cdc.gov/niosh/docs/2009-116/</a>

整理番号	USA02
報告書名	Nanomaterial Case Studies: Nanoscale Titanium Dioxide in Water Treatment and Topical Sunscreen
公表機関/ 組織名称	EPA
公表日	2009.07
概要	ナノサイズの二酸化チタンについての報告書報告書の内容に対するパブリックコメントを募集した（※切：9/14）。報告書は、飲料水中のヒ素を除去する材料とする場合と日焼け止めの原料として利用する場合の 2 事例を取り上げて、製品ライフサイクルとリスク評価の枠組みを組み合わせた包括的なナノサイズの二酸化チタンの環境影響評価の結果をまとめた。EPA は、本研究の目的は、2 事例のリスクを判断することではなく、ナノサイズの二酸化チタンの包括的な環境影響評価を実施するために必要な事項を明らかにすることであるとしている。
URL	<a href="http://cfpub.epa.gov/ncea/cfm/recordisplay.cfm?deid=210206">http://cfpub.epa.gov/ncea/cfm/recordisplay.cfm?deid=210206</a>

整理番号	USA03
報告書名	Sixty-Fourth Report of the TSCA Interagency Testing Committee to the Administrator of the Environmental Protection Agency; Receipt of Report and Request for Comments
公表機関/ 組織名称	EPA
公表日	2009.08
概要	自主的報告プログラム中間報告書の検討状況を含む委員会報告であり、有害物質規制法（TSCA）の改訂を検討する省庁間試験委員会（ITC）による 64 番目の報告書。本報告書で、EPA が実施しているナノ材料の自主的報告プログラム Nanoscale Materials Stewardship Program の中間報告書の検討内容が明らかにされた。ITC によれば、EPA は TSCA8 条 (a) に基づく既存のナノ材料の製造・使用・曝露に関する情報の提供の義務化の対象に、ITC が関心をもっているナノ材料を盛り込むか、あるいはそれらの物質を製造前届出の対象物質とすることを検討している。ITC が関心を持つナノ材料は、フラーレン、二酸化チタンナノ粒子、ナノワイヤー、ナノ銀など多数にわたる。なお、本報告書は直接には TSCA4 条 (e) に定める ITC による優先的にテストが必要な化学物質/化学品群のリストの定期的な見直しの求めに応じたものであり、ITC は優先テストリストの改訂は行わないとした。
URL	<a href="http://www.epa.gov/fedrgstr/EPA-TOX/2009/August/Day-04/t18469.pdf">http://www.epa.gov/fedrgstr/EPA-TOX/2009/August/Day-04/t18469.pdf</a>

整理番号	USA04
報告書名	Progress Toward Safe Nanotechnology in the Workplace A Report from the NIOSH Nanotechnology Research Center
公表機関/ 組織名称	NIOSH
公表日	2009.11
概要	<p>米国 NIOSH の NTRC (Nanotechnology Research Center) による 2007～2008 の成果報告書。43 プロジェクトと一つの包括的な外部プログラムの成果が報告されている。以下にあげる 4 つの戦略目標の下、ハザード特定からリスク評価までの 10 の重要研究分野を設定している。</p> <p>戦略目標：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ナノ粒子及びナノ材料が労働関連の傷害と病気のリスクを及ぼすかどうか調査すること</li> <li>2. ナノテクノロジー製品を適用することによって労働関連の傷害と病気を防止するための研究を実施すること</li> <li>3. 介入、勧告、能力構築を通じて健康な労働現場を推進すること</li> <li>4. ナノテクノロジー研究とガイダンスに関する国内及び国際的連携を通じて世界の職場の安全と健康を向上させること</li> </ol> <p>重要研究分野：</p> <p>毒性と内部暴露用量、測定手法、暴露評価、疫学と調査、リスク評価、工学的管理と個人防護装置、火災と爆発に関する安全性、勧告とガイダンス、コミュニケーションと情報、応用</p> <p>これら 10 の重要領域における作業により NIOSH は、労働者を保護し、ナノテクノロジーの遠大な便益が達成されるよう責任をもってナノテクノロジーを推進するために、包括的に情報と知識のギャップに対応している。</p>
URL	<a href="http://www.cdc.gov/niosh/docs/2010-104/">http://www.cdc.gov/niosh/docs/2010-104/</a>

整理番号	USA05
報告書名	Nanomaterial Research Strategy
公表機関/ 組織名称	EPA
公表日	2009.09
概要	EPA は、今後数年間にわたってナノ材料とナノ材料を用いた製品を安全に使用するために有用な情報をもたらす研究を支援することを明らかにした。また、ナノ材料を用いて環境中の有害物質を浄化するための研究も合わせて支援する。研究の対象とされるのはカーボンナノチューブ、二酸化チタンなどの広く利用されているナノ材料であり、他省庁や国際連携を取りつつ研究を進める。
URL	<a href="http://www.epa.gov/nanoscience/files/nanotech_research_strategy_final.pdf">http://www.epa.gov/nanoscience/files/nanotech_research_strategy_final.pdf</a>

整理番号	USA06
報告書名	NIOSH におけるナノテクノロジー研究戦略計画
公表機関/ 組織名称	NIOSH
公表日	2009.11
概要	2007 年発行の「Progress Toward Safe Nanotechnology in the Workplace: A Report from the NIOSH Nanotechnology Research Center」に記載されている実施中の研究による知見に基づいて 2005 年 9 月の戦略的計画を更新したもの。ナノマテリアル労働者に対する潜在的な健康リスクを理解し、予測し、管理するための知識ギャップを埋め、労働災害・職業性疾病の予防について国内及び国際的なリーダーシップを発揮するために NIOSH が実施を計画している研究を説明している。
URL	<a href="http://www.cdc.gov/niosh/docs/2010-105/pdfs/2010-105.pdf">http://www.cdc.gov/niosh/docs/2010-105/pdfs/2010-105.pdf</a>

#### 4.2 欧州連合 (EU)

整理番号	EU01
報告書名	Risk Assessment of Products of Nanotechnologies
公表機関 / 組織名称	SCENIHR
公表日	2009.02
概要	ナノ材料のリスク評価に関する新たな意見。SCENIHR は、現在行われているリスク評価は不備が多く、さらなる取り組みが必須であると指摘したうえで、当面は材料ごとにリスク評価すべきであるとの従来の見解を改めて強調した。
URL	<a href="http://ec.europa.eu/health/ph_risk/committees/04_scenihhr/docs/scenihhr_o_023.pdf">http://ec.europa.eu/health/ph_risk/committees/04_scenihhr/docs/scenihhr_o_023.pdf</a>

整理番号	EU02
報告書名	Expert forecast on emerging chemical risks related to occupational safety and health
公表機関 / 組織名称	労働安全衛生機構 (OSHA)
公表日	2009.03
概要	新興化学リスクに関する専門家予測プロジェクトの一環として、作業現場で扱う広範囲の化学物質や有害物質に対し欧州 21 カ国からの専門家らにより検討を進めた成果を報告書にまとめた。同報告書によると、ナノ粒子は労働者にとって最も予防が必要な物質と位置づけられた。その上で、既存のデータを利用して労働者のナノ粒子へのばく露を抑える暫定的な労働慣行を定めることは可能であるとしている。
URL	<a href="http://osha.europa.eu/en/publications/reports/TE3008390ENC_chemical_risks">http://osha.europa.eu/en/publications/reports/TE3008390ENC_chemical_risks</a>

整理番号	EU03
報告書名	observatoryNANO, Annual Report
公表機関/ 組織名称	observatoryNANO
公表日	2009.05
概要	EU の研究戦略策定への情報提供を行うためのプロジェクト observatoryNANO が、これまでに収集、分析した研究開発の動向と関連の情報をまとめた年次報告書。公表されたのは、運輸、農産品、化学・材料、建設、エネルギー、環境、健康・医薬・ナノバイオ、情報技術、安全保障、建設資材の 10 分野についての研究開発動向、経済的な影響の分析と市場動向、ナノテクノロジーの管理策等である。
URL	<a href="http://www.observatory-nano.eu/project/">http://www.observatory-nano.eu/project/</a>

整理番号	EU04
報告書名	Workplace exposure to nanoparticles
公表機関/ 組織名称	欧州労働安全衛生機構 (EU-OSHA)
公表日	2009.06
概要	職場でのナノ粒子への暴露による健康への影響に関する文献を精査した報告書。調査は 2008 年 11 月までに発表された文献を対象として行われた。同報告書は、i) ナノ材料の同定と暴露の詳細、ii) ナノ材料への暴露と保護具の性能の測定、iii) 現行法制度に従ったナノ材料のリスク評価、iv) ナノ材料の健康への影響評価に関する <i>in vivo</i> 研究、v) 健康への影響評価のための <i>in vitro</i> 試験や物理化学的方法の妥当性、vi) 職場でナノ材料を取り扱う労働者の教育、実際的な取り扱い指針の策定などを今後優先的に取り組むべき課題と指摘した。
URL	<a href="http://osha.europa.eu/en/publications/literature_reviews/workplace_exposure_to_nanoparticles">http://osha.europa.eu/en/publications/literature_reviews/workplace_exposure_to_nanoparticles</a>

整理番号	EU05
報告書名	A Critical review of governance issues in Europe and Elsewhere
公表機関/ 組織名称	欧州環境事務局 (EEB)
公表日	2009.08
概要	<p>欧州環境事務局 (EEB) は、欧州最大の環境保護団体。欧州におけるナノテクノロジーの安全で責任のある開発と応用のために必要な事項(ナノ材料の管理策、特別な立法措置等)を指摘した。</p> <p>i) ナノ材料の上市前の登録・許可制度、ii) ナノテクノロジー・材料による技術的革新の内容についての説明、iii) ナノ材料の本格的な流通が始まる前に必要な条件の法制化を進めるなど、ナノテクノロジーに特化した規制策が必要であると指摘された。</p>
URL	<a href="http://www.eeb.org/publication/2009/2009-NanoBrochureNo3-WEB.pdf">http://www.eeb.org/publication/2009/2009-NanoBrochureNo3-WEB.pdf</a>

整理番号	EU06(EC)
報告書名	Position Paper on Future RTD Activities of NMP for the Period 2010 – 2015
公表機関/ 組織名称	EC の EAG/NMP
公表日	2009.11
概要	<p>欧州委員会 (EC) のナノテクノロジー専門家グループ (EAG/NMP) が公表した 2010–2015 年の研究と技術開発プログラムのあり方に関する方針。基本的な方針は、適切な研究開発支援プログラムの設計によって、欧州企業の資源消費型から知識集約型への転換を支援し、欧州市場の競争力を維持することとしている。</p>
URL	<a href="http://ec.europa.eu/research/industrial_technologies/pdf/nmp-expert-advisory-group-report_en.pdf">http://ec.europa.eu/research/industrial_technologies/pdf/nmp-expert-advisory-group-report_en.pdf</a>

整理番号	EU07(EC)
報告書名	Engineered Nanoparticles: Review of Health and Environmental safety (ENRHES)
公表機関/ 組織名称	SafeNano Project (UK)
公表日	2010.01
概要	EC 7th フレームワーク・プログラムの元、エジンバラ・ネピア大学、IOM、デンマーク工科大学、EC 合同研究センター・健康消費者保護研究所およびナノテクノロジー研究所の協働による工業ナノ粒子の健康および環境安全に関する各国・各機関の研究・政策に関するレビュー。1. 製造と製品化、2. キャラクターゼーション、4. 曝露、5. 環境運命と挙動、6. ヒト毒性、7. 疫学のおよびヒト曝露研究、8. 生体毒性、9. リスクアセスメントに章立てし、各分野での研究成果や進捗を俯瞰している。ナノマテリアルとして、フラーレン、カーボンナノチューブおよび金属酸化物（酸化亜鉛、酸化チタンを含む）に焦点を当てている。
URL	<a href="http://www.safenano.org/SingleNews.aspx?NewsID=955">http://www.safenano.org/SingleNews.aspx?NewsID=955</a>

#### 4.3 オーストラリア

整理番号	AUS01
報告書名	Nanotechnology and social inclusion
公表機関/ 組織名称	イノベーション・産業・科学・研究省
公表日	2009.02
概要	2008 年 12 月に開催された社会とナノテクノロジーの関係について考えるための同名のワークショップで行われた議論を基に作成された。今後のナノテクノロジーの研究開発の方向性が適切であればオーストラリアの将来に大きく貢献すると考えられ、そのためには利害関係者間の議論を深めることが急務であると指摘している。
URL	<a href="http://www.innovation.gov.au/Section/Innovation/Documents/SocialInclusionandEngagementWorkshopFinalReport.pdf">http://www.innovation.gov.au/Section/Innovation/Documents/SocialInclusionandEngagementWorkshopFinalReport.pdf</a>



#### 4.4 英国

整理番号	UK01
報告書名	An outline scoping study to determine whether high aspect ratio nanoparticles (HARN) should raise the same concerns as do asbestos fibres
公表機関/ 組織名称	産業医学研究所 (IOM)
公表日	2009.01
概要	高アスペクト比ナノ粒子(HARN)の健康への影響に関する報告書。同報告書は、HARN がアスベストのような影響を与えるかについて、各国の研究者の研究結果を検討しまとめた。
URL	<a href="http://www.safenano.org/Uploads/HARN.pdf">http://www.safenano.org/Uploads/HARN.pdf</a>

整理番号	UK02
報告書名	CELL PEN: A study to identify the physico-chemical factors controlling the capacity of nanoparticles to penetrate cells
公表機関/ 組織名称	産業医学研究所 (IOM)、Cell Pen プロジェクト
公表日	2009.01
概要	英国環境・食糧・農村地域省(DEFRA)の委託を受けて IOM が中心となって実施した Cell Pen プロジェクトが発表した、ナノ粒子の細胞への浸透や転移のメカニズムについての調査研究報告書。Cell Pen プロジェクトは、学際的な専門家を集め、気道上皮でのナノ粒子の転移メカニズムや、肺内外での毒性を解明するために必要な研究を明らかにするために行われた。転移と透過の研究には、分野横断的な取り組みと対象を両分野に絞った研究が必要であると結論している。
URL	<a href="http://www.safenano.org/Uploads/CELLPEN.pdf">http://www.safenano.org/Uploads/CELLPEN.pdf</a>

整理番号	UK03
報告書名	Risk management of carbon nanotubes
公表機関/ 組織名称	安全衛生庁 (HSE)
公表日	2009.03
概要	カーボンナノチューブ (CNT) のリスク管理のための情報を掲載した報告書。英国での将来的な規制を視野に入れ、CNT の毒性に関する情報の増加に対応し、CNT の安全な製造・使用・取扱いの方法を紹介している。また、報告書で HSE は CNT を吸入による影響が「強く懸念される物質」とみなすと述べている。
URL	<a href="http://www.hse.gov.uk/pubns/web38.pdf">http://www.hse.gov.uk/pubns/web38.pdf</a>

整理番号	UK04
報告書名	EMERGNANO
公表機関/ 組織名称	英国環境・食料・農村地域省 (Defra)
公表日	2009.04
概要	SAFENANO に委託していた、有害性、暴露、リスク評価・規制などナノテクノロジーの安全性に関する研究動向の分析結果をまとめた報告書。SAFENANO は最終的に英国内外の 260 の関連プロジェクトを対象として、“計測・キャラクタリゼーション・標準化・標準物質”、“暴露・汚染源・経路・技術”、“健康有害性・リスク評価”、“環境、有害性・リスク評価”の 4 つに分けて評価した。今後の課題として、目標を明確にした戦略的な研究投資の実施をあげている。また、本調査の対象のプロジェクトの多くが国による財政支援を受けているが、公的に利用できるデータは少なく、これが調査を困難にしたことを明らかにし、こうした点も改善がはかられるべきであると述べている。
URL	<a href="http://www.safenano.org/Uploads/EMERGNANO_CB0409_Full.pdf">http://www.safenano.org/Uploads/EMERGNANO_CB0409_Full.pdf</a>

整理番号	UK05
報告書名	Reconfiguring Responsibility: Deepening Debate on Nanotechnology
公表機関/ 組織名称	DEEPEN
公表日	2009.09
概要	欧州委員会（EC）の支援を受け、ナノテクノロジーの倫理的課題に取り組んだプロジェクト「DEEPEN」の最終報告書。ナノテクノロジー政策の決定においてはもっと市民の意見を反映することができるような民主的な方法を選ぶだと勧告した。「責任の再構築」と題された報告書は、遺伝子組み換え作物の失敗を繰り返さないように、市民が政策の決定プロセスに参加するための道筋をきちんとつけるべきであると強く主張している。その中で著者は、責任ある開発という考え方はそのための第一歩であるが、まだ十分に政策決定のプロセスに生かされているとはいえないと述べている。
URL	<a href="http://www.geography.dur.ac.uk/Projects/Default.aspx?alias=www.geography.dur.ac.uk/projects/deepen">http://www.geography.dur.ac.uk/Projects/Default.aspx?alias=www.geography.dur.ac.uk/projects/deepen</a>

整理番号	UK06
報告書名	Nanoscale Technologies Strategy 2009-2012
公表機関/ 組織名称	英国技術戦略委員会（TSB）
公表日	2009.11
概要	英国技術戦略委員会による、ナノテクノロジー分野において英国産業を支援するための投資計画の策定のための戦略案。本戦略の主な目標として、産学間の知識の移転の連携の強化、研究評議会との協力促進、ナノテクノロジーの責任ある商用化の促進、英国の利益になるような欧州との連携のための適切なアプローチの実現、ナノテクノロジーに関する政府戦略の策定などを挙げている。TSBは、本戦略の目標実現に向けて、産業界と優先分野について検討するための会合を持つとしている。
URL	<a href="http://www.innovateuk.org/assets/pdf/Corporate-Publications/NanoscaleTechnologiesStrategy.pdf">http://www.innovateuk.org/assets/pdf/Corporate-Publications/NanoscaleTechnologiesStrategy.pdf</a>

整理番号	UK07
報告書名	1st Report of Session 2009–10; Nanotechnologies and Food
公表機関/ 組織名称	英国上院科学技術委員会
公表日	2010.01
概要	英国上院科学技術委員会が公表した「ナノテクノロジーと食品」に関する報告書。食品業界に対しナノテクノロジーとナノ材料を用いた研究の詳細が明確でないと批判し、透明性と誠実さは食品安全と科学的な発展で市民の信頼を得るための重要な要因と指摘した。また同委員会は政府と英国研究協議会に対し、食品分野でのナノ材料の利用による潜在的な健康・安全リスクに関する研究のために投資をするよう促した。また英国食品基準庁(FSA)に対し、ナノ材料を用いる食品と食品包装材の登録を管理することで、食品でのナノ材料の利用に対する消費者の信頼の向上に貢献すべきであると勧告した。また、食品に使われたすべてのナノ材料が適切なリスク評価過程を経たと保証することを、食品法に明確に規定するよう要求した。同委員会は、EU 域内では食品での利用の承認されていないナノ材料を用いた製品が、違法に輸入されることにも懸念を表明している。
URL	<a href="http://www.parliament.uk/parliamentary_committees/lords_press_notices/pn080110st.cfm">http://www.parliament.uk/parliamentary_committees/lords_press_notices/pn080110st.cfm</a>

#### 4.5 ドイツ

整理番号	DEU01
報告書名	Public Perceptions about Nanotechnology
公表機関/ 組織名称	ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)
公表日	2009.03
概要	ナノテクノロジーに対する市民の認識を定量的手法で分析した報告書。市民との円滑なリスク・コミュニケーションのために、市民のナノテクノロジーに対する認識の形成や世論に影響を与える要素を検討するための調査の結果をまとめた。
URL	<a href="http://www.bfr.bund.de/cm/290/public_perceptions_about_nanotechnology.pdf">http://www.bfr.bund.de/cm/290/public_perceptions_about_nanotechnology.pdf</a>

整理番号	DEU02
報告書名	NANOTECHNIK FÜR MENSCH UND UMWELT CHANCEN FÜR DERN UND RISIKEN MINDERN [ドイツ語]
公表機関/ 組織名称	ドイツ環境庁 (UBA)
公表日	2009.03
概要	ナノテクノロジーを活用した環境改善技術や、環境・健康へのリスクに対してとるべき対応策などを盛り込んだ報告書。本書は、2006年にUBAが公表したナノテクノロジー研究開発の現状に関する報告書をアップデートしたもの。UBAは、ナノ材料の安全な取り扱いのために、製品登録制度のような材料情報の報告制度が必要だと勧告している。
URL	<a href="http://www.umweltbundesamt.de/uba-info-medien/mysql_medien.php?anfrage=Kennnummer&amp;Suchwort=3765">http://www.umweltbundesamt.de/uba-info-medien/mysql_medien.php?anfrage=Kennnummer&amp;Suchwort=3765</a>

#### 4.6 その他の国

整理番号	CHE01
報告書名	Nanotechnology in the food sector
公表機関/ 組織名称	技術評価センターTA-SWISS
公表日	2009.01
概要	スイスの技術評価センターTA-SWISS が発表した、ナノ食品に関する報告書。スイスでは二酸化ケイ素、カロチノイド、ミセルなどの限られた数のナノスケールの食品添加物が用いられているだけである。しかし欧州以外では金属を含むナノスケールの食品添加物も出回っており、人体と環境に無害なナノ材料の応用が求められると指摘した。従って予防原則を取り込んだ規制の検討が必要と勧告している。
URL	<a href="http://www.ta-swiss.ch/a/nano_nafo/KF_Nano_im_Lebensmittelbereic_h.pdf">http://www.ta-swiss.ch/a/nano_nafo/KF_Nano_im_Lebensmittelbereic_h.pdf</a>

整理番号	CHE02
報告書名	Appropriate risk governance strategies for nanotechnology applications in food and cosmetics
公表機関/ 組織名称	IRGC
公表日	2009.06
概要	食品や化粧品でのナノテクノロジーの応用における適切なリスク管理戦略に関する政策提案をまとめた報告書。国際的なリスク管理の専門家グループである IRGC は、2008 年に行ったワークショップや各国動向調査などをまとめた報告書。
URL	<a href="http://www.irgc.org/IMG/pdf/IRGC_PBnanofood_WEB.pdf">http://www.irgc.org/IMG/pdf/IRGC_PBnanofood_WEB.pdf</a>

整理番号	NLD01
報告書名	Safe working with nanoparticles
公表機関/ 組織名称	オランダ勤労状況社会経済委員会
公表日	2009.04
概要	<p>作業現場環境でのナノテクノロジー、特に人工ナノ粒子の不確実なリスクに対し、どのように対応するかについての勧告書</p> <p>2008年9月にオランダ厚生労働省の依頼を受けて作成された、作業現場環境でのナノテクノロジー、特に人工ナノ粒子の不確実なリスクに対しどのように対応するかについてまとめた。同委員会は、適切な予防原則の活用や作業現場での安全なナノ粒子の使用のために、予防原則を就業環境規定に従って実施すべきであり、リスク評価・審査（RI&amp;Es）や会社の関連する方針の一部とすべきとの見解を示した。委員会は、さらに企業経営者や政府に対して、グッドプラクティックスへの理解を深めること、ナノ粒子の情報の提供、REACH にナノ粒子のリスク評価を組み込むこと、作業現場の適切なモニタリングの実現、有害性情報や必要な管理対策とともにMSDSの作成を義務づけることなどを勧告している。</p>
	<a href="http://www.ser.nl/en/Publications/Publications/2009/2009_01.aspx">http://www.ser.nl/en/Publications/Publications/2009/2009_01.aspx</a>

整理番号	NLD02
報告書名	Exposure to nanomaterials in consumer products
公表機関/ 組織名称	オランダ国立公衆衛生環境保護研究所（RIVM）
公表日	2009.09
概要	<p>製品中のナノ材料への消費者曝露に関する報告書。同報告書は市場動向を分析し、日焼け止め、家庭用塗装剤と接着剤、パーソナルケア製品、洗剤が、消費者曝露に関して優先的に取り上げるべき製品カテゴリであるとした。同報告書は、ナノ材料を含んだ製品の健康リスクを明らかにし、リスク評価を行うためには、外部曝露のみならず、内部曝露、動態や毒性の評価も必要であると提言している。</p>
URL	<a href="http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/340370001.pdf">http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/340370001.pdf</a>

整理番号	NLD03
報告書名	Nanomaterials under REACH: Nanosilver as a case study
公表機関/ 組織名称	RIVM
公表日	2009.11
概要	<p>現行 REACH の下全てのナノマテリアルに適用可能な最小限の情報に関する、リスクアセスメントを含めた提案。仮定の対象物質をナノ銀とし、登録によって現行の REACH がナノマテリアルの安全私用を評価するのに適当であるか否かを調査した。その結果、以下の事項・情報の欠落が指摘された。有害性および暴露を明確にする測定が不足している。物質に対する標準的な要求事項は、リスクと暴露評価には不十分である。ナノマテリアルのキャラクタリゼーションについても不足があるため、同材質物質のナノ/非ナノとの関連が不明瞭である。非ナノマテリアルに対して設定された、現在のリスクアセスメントにおけるリスク軽減手法と推定方法が、ナノマテリアルに対して有効であるか否かが不明確である。</p>
URL	<a href="http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/601780003.pdf">http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/601780003.pdf</a>

整理番号	FRA01
報告書名	Ongoing work on the safety of nanomaterials
公表機関/ 組織名称	フランス（国連フランス代表）
公表日	2009.04
概要	<p>「ナノマテリアルの安全性に関する現状の作業」と題して開催される国連専門家委員会（危険物輸送及び GHS）のためにフランス代表が作成した資料。ナノマテリアルに関する下記事項に対して検討を求めたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の化学物質（同一の CAS 及び純度）について、新たな特性を持ったナノマテリアルは通常のものと同じハザードを持つとみなせるか。</li> <li>・同一化学物質について、その異なるナノ形状の特性を区別できるか。</li> <li>・どうすれば区別できるか？ 新たなエンドポイントを決定すべきか。</li> <li>・ナノマテリアルについての情報はどの程度提供されるべきか。</li> <li>・どのような種類の情報が必要か。</li> <li>・この目的達成のためには、どの様な情報伝達ツールが必要か。</li> <li>・ナノマテリアルのハザード分類の明瞭化及びナノマテリアルの健康安全及び環境的課題に寄与するにはどのような連携が示唆されるか。</li> </ul>
URL	<a href="http://www.unece.org/trans/doc/2009/ac10c4/ST-SG-AC10-C4-2009-03e.pdf">http://www.unece.org/trans/doc/2009/ac10c4/ST-SG-AC10-C4-2009-03e.pdf</a>



#### 4.7 経済協力開発機構（OECD）

整理番号	OECD01
報告書名	Responsible development of nanotechnology: Turning vision into reality
公表機関 / 組織名称	BIAC
公表日	2009.03
概要	<p>OECD の民間の経済団体で構成される諮問委員会である BIAC がまとめた、ナノテクノロジービジネスの未来像を示す報告書。報告書は、ナノテクノロジーを利用することで期待される多様な経済分野にまたがるベネフィットを紹介し、国際的な政策作成のための指針としても機能するものとされている。</p> <p>BIAC によれば、ナノテクノロジーは、エネルギー供給、食糧供給、水の浄化や管理、健康の増進、汚染物質の除去などに重要な役割を果たすと期待される。報告書で、BIAC はナノテクノロジーの発展に伴って直面する、環境、健康、安全、人材、知財などの潜在的な課題への取り組みの方向性についても示している。</p>
URL	<a href="http://www.biac.org/statements/nanotech/FIN09-01_Nanotechnology_Vision_Paper.pdf">http://www.biac.org/statements/nanotech/FIN09-01_Nanotechnology_Vision_Paper.pdf</a>

整理番号	OECD02
報告書名	Preliminary Analysis of Exposure Measurement and Exposure Mitigation in Occupational Settings: Manufactured Nanomaterials
公表機関 / 組織名称	WPMN
公表日	2009.04
概要	<p>健康環境安全に関連した活動の進捗状況に関する報告書。OECD の工業ナノ材料安全作業部会（WPMN）が発行した、健康環境安全に関連した活動の進捗状況に関する一連の報告書 Safety of Manufactured Nanomaterials の続編。本報告書には、作業現場での曝露の評価手法と予防に関する予備的な分析の結果などの最新の情報が掲載されている。</p>
URL	<a href="http://www.olis.oecd.org/olis/2009doc.nsf/LinkTo/NT000029E6/\$FILE/JT03263204.PDF">http://www.olis.oecd.org/olis/2009doc.nsf/LinkTo/NT000029E6/\$FILE/JT03263204.PDF</a>

整理番号	OECD03
報告書名	Report of an OECD workshop on exposure assessment and exposure mitigation: Manufactured nanomaterials
公表機関/ 組織名称	化学委員会と化学品・農薬・バイオテクノロジー作業部会の合同会議
公表日	2009.07
概要	工業ナノ材料の曝露評価と対策に関する報告書。工業ナノ材料の環境健康安全（EHS）への影響に関する 13 番目の報告書であり、2008 年 10 月に開催された、曝露評価と曝露低減対策に関するワークショップの内容をまとめたもの。
URL	<a href="https://www.oecd.org/dataoecd/15/25/43290538.pdf">https://www.oecd.org/dataoecd/15/25/43290538.pdf</a>

整理番号	OECD04
報告書名	Nanotechnology: An overview based on indicators and statistics
公表機関/ 組織名称	科学・工学・産業部会 (Directorate for Science, Technology and Industry)
公表日	2009.07
概要	指標と統計に基づきナノテクノロジーを俯瞰した報告書。米国、カナダ、ドイツ、フィンランド、オーストラリアにおけるナノテクノロジー企業の事業戦略、研究開発動向と併記して、各国・各企業の環境健康安全問題対策に言及している。
URL	<a href="http://www.oecd.org/dataoecd/59/9/43179651.pdf">http://www.oecd.org/dataoecd/59/9/43179651.pdf</a>

整理番号	OECD05
報告書名	Guidance Manual for the Testing of Manufactured Nanomaterials: OECD's Sponsorship Programme
公表機関/ 組織名称	WPMN
公表日	2009.08
概要	OECD の工業ナノ材料安全部会（WPMN）が発行している「ナノ材料の安全性に関する報告書」シリーズの 14 番目の報告書。WPMN が実施している、工業ナノ材料のリスク評価のためのスポンサーシッププログラムの参加国や協力機関のための、試験計画書作成支援マニュアル。
URL	<a href="http://www.olis.oecd.org/olis/2009doc.nsf/LinkTo/NT0000498A/\$FILE/JT03267857.PDF">http://www.olis.oecd.org/olis/2009doc.nsf/LinkTo/NT0000498A/\$FILE/JT03267857.PDF</a>

整理番号	OECD06
報告書名	Preliminary Review of OECD Test Guidelines for their Applicability to Manufactured Nanomaterials
公表機関/ 組織名称	化学委員会と化学品・農薬・バイオテクノロジー作業部会の合同会議
公表日	2009.08
概要	OECD の工業ナノ材料安全部会 (WPMN) が発行している「ナノ材料の安全性に関する報告書」シリーズの 15 番目の報告書。物理化学的特性評価、生態系への影響、分解と蓄積、健康影響、に関する既存の OECD テストガイドラインの、工業ナノ材料への適用についての評価結果をまとめた。
URL	<a href="http://www.olis.oecd.org/olis/2009doc.nsf/LinkTo/NT000049AE/\$FILE/JT03267900.PDF">http://www.olis.oecd.org/olis/2009doc.nsf/LinkTo/NT000049AE/\$FILE/JT03267900.PDF</a>

整理番号	OECD07
報告書名	Manufactured Nanomaterials: Roadmap for Activities during 2009 and 2010
公表機関/ 組織名称	化学委員会と化学品・農薬・バイオテクノロジー作業部会の合同会議
公表日	2009.09
概要	工業ナノ材料に関する 2009-2010 期の活動のロードマップ。環境・健康・安全に特化したプログラムの採用が明記され、工業ナノ材料に関して WPMN と OECD が行なう活動の詳細が説明されている。
URL	<a href="http://www.olis.oecd.org/olis/2009doc.nsf/LinkTo/NT00004E1A/\$FILE/JT03269258.PDF">http://www.olis.oecd.org/olis/2009doc.nsf/LinkTo/NT00004E1A/\$FILE/JT03269258.PDF</a>

整理番号	OECD08
報告書名	ANALYSIS OF INFORMATION GATHERING INITIATIVES ON MANUFACTURED NANOMATERIALS
公表機関/ 組織名称	WPMN
公表日	2009.11
概要	WPMN が実施しているナノマテリアルに関する情報収集構想の分析と具体的な情報収集計画 (手法) についてまとめたもの。
URL	<a href="http://www.olis.oecd.org/olis/2009doc.nsf/LinkTo/NT00006F1E/\$FILE/JT03274953.PDF">http://www.olis.oecd.org/olis/2009doc.nsf/LinkTo/NT00006F1E/\$FILE/JT03274953.PDF</a>

整理番号	OECD09
報告書名	CURRENT DEVELOPMENTS IN DELEGATIONS AND OTHER INTERNATIONAL ORGANISATIONS ON THE SAFETY OF MANUFACTURED NANOMATERIALS- TOUR DE TABLE
公表機関 / 組織名称	WPMN
公表日	2009.12
概要	OECD 加盟国やその他の機関におけるナノマテリアルの安全性確保に関する活動をまとめたもの。WPMN からのアンケートに対する 17 カ国、2 機関と環境 NGO の回答を掲載している。ISO/TC229 の活動報告、WPMN の今後の活動予定および外部組織との協同計画がまとめられている。
URL	<a href="http://www.oilis.oecd.org/oilis/2009doc.nsf/LinkTo/NT000049A2/\$FILE/JT03267889.PDF">http://www.oilis.oecd.org/oilis/2009doc.nsf/LinkTo/NT000049A2/\$FILE/JT03267889.PDF</a>

#### 4.8 その他の国際機関

整理番号	FAO/WHO01
報告書名	Meeting Report of "FAO/WHO Expert meeting on the Application of Nanotechnologies in the Food and Agriculture Sectors: Potential Food Safety Implications
公表機関 / 組織名称	FAO/WHO
公表日	2009.12
概要	FAO と WHO の協同で開催された「食品と農業分野におけるナノテクノロジーの応用に関する専門家会議」(ローマ) の最終報告書 当該分野における現在までの、背景、ナノテクノロジーの利用・適用状況、ヒト健康に関するリスクアセスメントおよび利害関係者とのやり取りについてまとめられている。
URL	<a href="http://www.fao.org/ag/agn/agns/files/FAO_WHO_Nano_Expert_Meeting_Report_Final.pdf">http://www.fao.org/ag/agn/agns/files/FAO_WHO_Nano_Expert_Meeting_Report_Final.pdf</a>

#### 4.9 その他の機関

整理番号	Others01
報告書名	A hard pill to swallow: Barriers to effective FDA regulation of nanotechnology-based dietary supplements
公表機関 / 組織名称	PEN
公表日	2009.01
概要	Project on Emerging Nanotechnologies(PEN)が発行した、ナノテクノロジーを用いたサプリメントに対する米国食品医薬品局(FDA)の規制の問題点と改善のための勧告をまとめた報告書。PEN は同報告書で、ナノ粒子がサプリメントに使われていることが知られていない状況のなか、規制のための情報、資金・人材、権限が足りていないと指摘した。
URL	<a href="http://www.nanotechproject.org/process/assets/files/7056/pen17_final.pdf">http://www.nanotechproject.org/process/assets/files/7056/pen17_final.pdf</a>

整理番号	Others02
報告書名	The nanotechnology: The social and ethical issues
公表機関 / 組織名称	PEN
公表日	2009.01
概要	同報告書では、連邦ナノテクノロジー研究プログラムの再承認は、社会的、倫理的問題に取り組む機会を与えたと評価し、これはナノテクノロジーのリスクに取り組み、健康や環境への貢献を実現するために必ず取り組まねばならない課題であると指摘した。報告書は、社会的、倫理的課題は、研究資金配分、規制、パブリックエンゲージメントなどへの各省庁の取り組みに影響するものであるとしている。
URL	<a href="http://www.nanotechproject.org/news/archive/ethical_evaluations_nanotechnology/">http://www.nanotechproject.org/news/archive/ethical_evaluations_nanotechnology/</a>

整理番号	Others03
報告書名	Best practices guide to synthetic nanoparticle risk management
公表機関/ 組織名称	ロベール・ソウベ労働衛生研究所 (IRSST)
公表日	2009.02
概要	工業ナノ粒子のリスクを管理するための指針として、工業ナノ粒子を取り扱う企業や研究機関が従業員の健康と安全を確保するための実際的な手法を提案している。
URL	<a href="http://www.irsst.qc.ca/files/documents/PubIRSST/R-599.pdf">http://www.irsst.qc.ca/files/documents/PubIRSST/R-599.pdf</a>

整理番号	Others04
報告書名	Oversight of Next Generation Nanotechnology
公表機関/ 組織名称	PEN
公表日	2009.04
概要	ウッドローウィルソン国際学術センターのナノテクノロジープロジェクト (PEN) が発表した、環境と消費者保護のための監督機関の設置を提案する報告書。著者は、米国環境保護庁 (EPA) に替わる新たな監督機関が環境と消費者の保護のために必要であると述べた。
URL	<a href="http://www.nanotechproject.org/process/assets/files/7316/pen-18.pdf">http://www.nanotechproject.org/process/assets/files/7316/pen-18.pdf</a>

整理番号	Others05
報告書名	Nanotechnology – why unions are concerned
公表機関/ 組織名称	オーストラリア労働組合評議会
公表日	2009.04
概要	ナノ粒子による健康への影響に懸念する報告書。ACTU は、ナノ粒子の吸入あるいは、皮膚を通じた吸収の可能性など、健康への影響を示唆する研究結果が出ていると指摘した。そのため、ナノスケールの化学物質は新規化学物質として分類され、取り扱いに関する新たな基準を開発しなければならないと主張した。
URL	<a href="http://www.actu.asn.au/Images/Dynamic/attachments/6494/actu_factsheet_ohs_nanotech_090409.pdf">http://www.actu.asn.au/Images/Dynamic/attachments/6494/actu_factsheet_ohs_nanotech_090409.pdf</a>

整理番号	Others06
報告書名	International approaches to the regulatory governance of nanotechnology
公表機関/ 組織名称	Carleton 大学 規制管理イニシアチブ (RGI、カナダ)
公表日	2009.05
概要	カナダ Carleton 大学の規制管理イニシアティブ (RGI) が発行した、主要国におけるナノテクノロジー管理のための取り組みをまとめた報告書。同報告書は、カナダをはじめとする各国政府が最近の市場でのナノテクノロジー製品の増加にどう対処しているかという問題認識から、米国・英国・EU・オーストラリア・カナダに焦点を当てて調査を行った。各国における主な動きや取り組みを取りまとめ、各管理策の違いや優れた部分が記されている。
URL	<a href="http://www.carleton.ca/regulation/publications/Nanotechnology_Regulation_Paper_April2009.pdf">http://www.carleton.ca/regulation/publications/Nanotechnology_Regulation_Paper_April2009.pdf</a>

整理番号	Others07
報告書名	Nano & Biocidal silver: extreme germ killer presents a growing threat to public health
公表機関/ 組織名称	Friends of the Earth (NGO)
公表日	2009.06
概要	環境 NGO の Friends of the Earth のオーストラリア支部と米国支部は共同で、銀ナノ材料の環境への影響に関してまとめた報告書を発行した。報告書は、銀ナノ材料は現在、玩具、哺乳ビン、化粧品、繊維、洗剤などで幅広く使われ、健康・環境への影響も益々高まっていると指摘し、市場から製品の引き上げも含めた対策を強く要求するものとなっている。
URL	<a href="http://nano.foe.org.au/node/340">http://nano.foe.org.au/node/340</a>

整理番号	Others08
報告書名	Advancing the Eco-Responsible Design and Disposal of Engineered Nanomaterials
公表機関/ 組織名称	ライス大学 ICON
公表日	2009.08
概要	ライス大学の ICON は、2009 年 3 月に開催したワークショップ Advancing the Eco-Responsible Design and Disposal of Engineered Nanomaterials の報告書を論文にまとめ公表した。ワークショップでは、構造と廃棄が環境に無害な環境に配慮したナノ材料の実現にとって障害となる知識ギャップが明らかにされたが、これらのギャップ、たとえばナノ材料と環境との相互作用についての理解不足を埋めるような研究に高い優先順位を与え、着実に必要なデータを蓄える粘り強い研究が重要であると結論している。
URL	<a href="http://cohesion.rice.edu/centersandinst/icon/events.cfm?doc_id=12964">http://cohesion.rice.edu/centersandinst/icon/events.cfm?doc_id=12964</a>

整理番号	Others09
報告書名	Manufactured Nanomaterials and Sunscreens: Top Reasons for Precaution
公表機関/ 組織名称	Friends of the Earth
公表日	2009.08
概要	国際的な環境 NGO である Friends of the Earth(FoE)は、報告書「工業ナノ材料と日焼け止め」を発行し、ナノ材料が含まれている日焼け止めに対して予防的な措置を取るべき重要な理由を紹介した。同報告書では、日焼け止めのように工業ナノ材料が含まれた製品を懸念する理由として、△ナノ材料は既存の配合成分と異なる、i) ナノ材料は生体内の脆弱な器官・組織に到達しやすい、ii) 一部のナノ材料が皮膚を透過する可能性に関する証拠の増加、iii) 製品化する前に、ナノ材料の上市前安全性テストの義務付けを求める科学者らの要求、iv) 次世代に与えるナノ材料の潜在的な有害性、v) 労働安全と環境影響、vi) 日焼け止めや化粧品に含まれるナノ材料は理論的に皮膚損傷を起こす可能性があること、vii) 消費者は、ナノスケールの化学成分無しの商品でも効果的に皮膚保護ができることが挙げられている。
URL	<a href="http://www.foe.org/sites/default/files/SunscreensReport.pdf">http://www.foe.org/sites/default/files/SunscreensReport.pdf</a>



整理番号	Others10
報告書名	Securing the Promise of Nanotechnologies; Towards Transatlantic Regulatory Cooperation
公表機関/ 組織名称	Chatham House (the Royal Institute of International Affairs)
公表日	2009.09
概要	<p>ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE)、環境法研究所 (ELI・米国)、チャタム・ハウス (王立国際問題研究所)、及びウッドロー・ウィルソン国際学術センター／新興ナノテクノロジーに関するプロジェクト (WWICS/PEN・米国) による報告書。ナノ物質の環境・健康・安全リスクの監視に対する米国と EU のアプローチの体系的な比較を初めて行った。米国政府および EU 政府に対して以下の要求を行なった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナノテクノロジーの潜在的なリスク評価のための科学的基礎を構築するための国際的な取り組みを強化すること</li> <li>・環境・健康・安全リスクの調査への資金を格段に増やすこと及び研究戦略の国際的な協力を推進すること</li> <li>・規制当局がナノ物質の商業的利用についての包括的な情報を得るため新たな義務的な報告要求システムを構築すること</li> </ul>
URL	<a href="http://www.chathamhouse.org.uk/files/14692_r0909_nanotechnologies.pdf">http://www.chathamhouse.org.uk/files/14692_r0909_nanotechnologies.pdf</a>

整理番号	Others11
報告書名	Engineered Nanomaterials: Evidence on the effectiveness of workplace controls to prevent exposure
公表機関/ 組織名称	オーストラリア労働安全委員会
公表日	2009.11
概要	<p>オーストラリア労働安全委員会が発表した、工業ナノ材料に関する研究報告書。調査時点で利用可能な健康影響のデータを用いて工業ナノ材料の曝露防止のための作業環境管理の有効性を分析した報告書。</p> <p>リスクマネジメントの取り組み、方法論、作業現場における管理手法および工業ナノ材料暴露からの作業員保護についてまとめられている。</p>
URL	<a href="http://www.safeworkaustralia.gov.au/swa/AboutUs/Publications/EngineeredNanomaterials-EvidenceontheEffectivenessofWorkplaceControls toPreventExposure.htm">http://www.safeworkaustralia.gov.au/swa/AboutUs/Publications/EngineeredNanomaterials-EvidenceontheEffectivenessofWorkplaceControls toPreventExposure.htm</a>

整理番号	Others12
報告書名	Engineered nanomaterials: A review of the toxicology and health hazards
公表機関/ 組織名称	オーストラリア労働安全委員会
公表日	2009.11
概要	オーストラリア労働安全委員会が発表した、工業ナノ材料に関する研究報告書。ナノ材料の毒性と健康への有害性、作業環境での健康影響について検討した。具体的な工業ナノ材料として、単層カーボンナノチューブ、多層カーボンナノチューブ、フラーレン、酸化チタンおよび量子ドットを取り上げ、in vitro、in vivo の各種健康影響データや予想される hazard について詳述している。
URL	<a href="http://www.safeworkaustralia.gov.au/swa/AboutUs/Publications/Engineerednanomaterials-Areviewofthetoxicologyandhealthhazards.htm">http://www.safeworkaustralia.gov.au/swa/AboutUs/Publications/Engineerednanomaterials-Areviewofthetoxicologyandhealthhazards.htm</a>

整理番号	Others13
報告書名	What you should know about nano
公表機関/ 組織名称	Australia Institute
公表日	2009.11
概要	オーストラリアのシンクタンク Australia Institute が発表した、ナノテクノロジーのリスクとベネフィットについて、消費者、研究者、政策立案者などの関係者の間でもっと積極的に情報を共有すべきだとして、そのための具体的な提言を盛り込んだ報告書。ナノテクノロジーの管理策についての国際比較調査によってオーストラリアは省庁連携、情報収集、適切なリスク評価方法といった分野が弱いことが明らかになっている。本提言はこれを受けてまとめられたものである。ナノ材料を含む製品の登録の義務化、政策決定への市民参加の促進、曝露の可能性の高いケースについて健康・環境モニタリングの実施、非常に高い不確実性や社会的ベネフィットが低いことが指摘される場合には予防的に取り組むこと、研究開発の透明性を高めるため公聴会を開催などが提言されている。
URL	<a href="https://www.tai.org.au/file.php?file=/media_releases/PB8%20Nanotechnology%20final.pdf">https://www.tai.org.au/file.php?file=/media_releases/PB8%20Nanotechnology%20final.pdf</a>

整理番号	Others14
報告書名	Briefing paper on nanoparticles in cosmetics
公表機関/ 組織名称	Friends of the Earth
公表日	2009.11
概要	環境団体 Friends of the Earth(FoE)オーストラリアは、多くの有名化粧品メーカーがナノ材料を使っているものの、表記していないと指摘した。FoE によると、世界的に有名な化粧品メーカー10 社のファンデーションやコンシーラーを調べたところ、ナノ粒子が検出されたが、10 社のうち1 社しかラベルに成分を明記していなかった。オーストラリアでは、化粧品と日焼け止めのナノ粒子の表示について議論されているが、まだ義務化はされていない。
URL	<a href="http://www.foe.org.au/nano-tech/publications/Background%20briefing%20nanoparticles%20in%20cosmetics%20November%20%20%20%20%20%202009.pdf">http://www.foe.org.au/nano-tech/publications/Background%20briefing%20nanoparticles%20in%20cosmetics%20November%20%20%20%20%20%202009.pdf</a>

整理番号	Others15
報告書名	EPA Has Safely Regulated Nanosilver for Decades
公表機関/ 組織名称	米国の銀ナノワーキンググループ(SNWG) The Silver Nanotechnology Working Group (SNWG),
公表日	2009.12
概要	米国の銀ナノワーキンググループ(SNWG)は、EPA の科学諮問委員会 (SAP) の会合で、「銀ナノと他の金属ナノ酸化殺虫剤製品に関する有害性と曝露の評価」について議論を行い、その内容を公開した。SNWG によれば、銀ナノは新規材料ではなく、100 年以上前から製造・使用されてきた材料で呼び方が変わっただけである。また、SNWG は、EPA が過去 50 年以上に亘って銀ナノ製品を安全かつ問題なく管理してきたと評価した。
URL	<a href="http://www.silverinstitute.org/images/stories/silver/PDF/snwgpr09.pdf">http://www.silverinstitute.org/images/stories/silver/PDF/snwgpr09.pdf</a>

#### 4.10 第4章まとめ

今回の調査で収集された、ナノマテリアルの安全対策等に関する海外の主要な報告書群の特徴は、従来と同様の各国の試験・研究戦略に関する報告書やスクリーニング・有害性評価のためのガイダンス類に加え、以下に示す内容を含む報告書が公表され始めたことにある。

- ・ 特定のナノマテリアルの環境・健康・安全（EHS）問題に関する報告。
- ・ EHS 研究を主眼とした試験・研究戦略。
- ・ これまでに得られた情報を集積し、ナノマテリアルのリスク評価・リスク管理のための意見書。

2000年頃から報告例が増え始めたナノマテリアルの物理化学的特性評価結果や、それらを基にした生体毒性試験および環境毒性試験の結果が有機的に結びついて、未知の領域であったナノマテリアルの総括的な挙動が徐々に明らかになり、各国のナノマテリアルの安全性確保のための施策・方向性が定まってきたと考えられる。OECD や ISO を中心とした継続的な努力により、各種試験方法が標準化の方向へ進み、得られたデータの解釈について各国・各研究者間で一定のコンセンサスを得るに至ったことも手伝って、EHS 問題への対応を含めたナノマテリアルの安全性確保は、ここ数年で新たな段階を迎えるものと予想される。